

市民集会施設エアコン設置補助金のご案内

近年の猛暑を受けた対応として、市民集会施設建築費補助金の補助項目にエアコンの設置に係る経費を補助対象として追加しますので、補助の内容についてご案内します。

補助制度について

- 補助対象団体 市民集会施設を所有する町内会、自治会等
- 補助対象施設 貸室(※1)に1台もエアコンが設置されていない施設
故障等により稼働できるエアコンが1台もない施設(※2)
- 補助対象経費 エアコン本体購入費及び設置に伴う工事費(※3,※4)
- 補助金額 補助対象経費の2分の1、上限40万円
- 補助金申請期間 令和7年4月21日から令和8年2月27日まで

《注意事項》

(※1)事務室、管理人室等市民利用に供されていない部屋への設置は補助対象外となります

(※2)借上施設・地区会館・市営住宅の集会所は補助対象外となります。また、故障等により稼働できるエアコンがない場合の設置について、故障した機器の取り外しに係る費用は補助対象外となります。

(※3)1施設当たり1部屋分のエアコン設置に係る費用を補助するものであり、2部屋目以降のエアコン設置分については補助対象外となります

(※4)扇風機、冷風機等の備品購入費用やウインドエアコン等簡易的な取付けによる設置を伴うものは補助の対象外となります

補助金申請の流れについて

①事前確認（札幌市→町内会・自治会等）

- ・エアコン設置補助の利用希望有無を確認させていただきます。

②交付申請（町内会・自治会等→札幌市）

- ・①で希望ありとした町内会・自治会等は、各区地域振興課に申請書類を提出してください。

※申請に必要な書類については、各区地域振興課担当までご確認ください。

③補助金交付決定（札幌市→町内会・自治会等）

- ・申請書類の内容を審査し、補助要件を満たしている場合には補助金の交付を決定いたします。

- ・補助金の交付決定後、町内会・自治会等においてエアコン設置工事を開始してください。

※補助金交付決定前に工事を開始することはできませんのでご注意ください。

④実績報告（町内会・自治会等→札幌市）

- ・設置工事が完了し工事費を支払った後、各区地域振興課に実績報告書類を提出してください。

⑤補助金の確定・補助額の支払い（札幌市→町内会・自治会等）

- ・補助金額を確定し、申請団体に対して確定した補助金額をお支払いいたします。

お問い合わせ先

本補助金制度について確認したい場合は、下記までお問い合わせください。

札幌市市民文化局地域振興部区政課

札幌市中央区北1条西2丁目 TEL：011-211-2252



さっぽろ市
02-D01-25-816
R7-2-604